

65歳以上の方の介護保険料について

問い合わせ 高齢・介護グループ (☎ 5720)

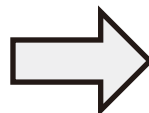
市では、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料を、高齢化率やサービス利用状況の変化などを考慮しながら3年ごとに見直しを行っています。先般、平成27年度からの65歳以上の方の介護保険料について、保険料の段階や金額などを見直し、変更を行いました。

さらに、低所得（第1段階）の方に対する保険料見直しを行い、市議会に改正案を提案しています。

平成27年度見直しによる主な変更内容

- ① 保険料の段階を8段階10区分から9段階に変更
- ② 第6段階以降の対象となる前年の合計所得金額を、120万円、190万円、290万円に変更
- ③ 各段階の年間保険料の変更

さらに



提案中の改正案

第1段階の年間保険料を、22,200円から19,900円に減額

○ 保険料の徴収方法と平成27年度保険料額

・ 公的年金などから保険料を納めている方（特別徴収）

平成27年度の介護保険料として、4月・6月に、仮算定した額（前年度2月と同額）を既に徴収していますが、次の表に基づき平成27年度の保険料を算定し、その金額から仮算定額を差し引いた額を8月以降に徴収します。

・ 納付書または口座振替で納めている方（普通徴収）

次の表に基づき平成27年度の保険料を算定し、7月に郵送で通知します。

～ 介護保険料新旧対照表 ～

平成26年度(旧)		平成27年度(新)		
保険料段階	年間保険料	保険料段階	対象となる方	年間保険料
第1段階	21,000円	第1段階	・ 生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・ 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	19,900円 (※)
第2段階	21,000円			
第3段階	27,300円	第2段階	・ 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超えて120万円以下の方	33,300円
	31,500円	第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円を超える方	33,300円
第4段階	35,700円	第4段階	・ 本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる）かつ、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	39,900円
	42,000円	第5段階	・ 本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる）かつ、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える方	44,400円
第5段階	46,200円	第6段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	53,200円
第6段階	52,500円	第7段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	57,700円
第7段階	63,000円	第8段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	66,600円
第8段階	73,500円	第9段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	75,400円

(※) 介護保険料新旧対照表中の平成27年度の第1段階の年間保険料は、市議会承認された後に確定します。